

## 第99号議案

### 平成29年度南魚沼市病院事業会計補正予算（第3号）

#### （総則）

第1条 平成29年度南魚沼市病院事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

#### （資本的収入及び支出の補正）

第2条 平成29年度南魚沼市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 大和病院事業資本的収入	102,135千円	8,700千円	110,835千円
第1項 企業債	20,000千円	6,000千円	26,000千円
第2項 繰入金	50,121千円	2,700千円	52,821千円
（補正しない項の額）	32,014千円	0千円	32,014千円
第2款 市民病院事業資本的収入	254,060千円	2,700千円	256,760千円
第2項 繰入金	166,059千円	2,700千円	168,759千円
（補正しない項の額）	88,001千円	0千円	88,001千円
支 出			
第1款 大和病院事業資本的支出	105,887千円	8,700千円	114,587千円
第1項 建設改良費	22,400千円	8,700千円	31,100千円
（補正しない項の額）	83,487千円	0千円	83,487千円

#### （企業債の補正）

第3条 予算第5条に定めた起債の限度額を次のように改める。

(補正前)

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
建設改良費	83,000	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び民間等資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入の年から据置期間を含み30年以内に償還するものとする。 その他借入先の融資条件に従う。 ただし、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えすることができる。

(補正後)

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
建設改良費	89,000	変更なし	変更なし	変更なし

平成29年9月4日提出

南魚沼市長 林 茂 男